

尾鷲市及び紀北町グループ森林管理費用規定

第1条 尾鷲市及び紀北町グループ森林管理の管理運営に係る費用について本規定で定めるものとする。

第2条 グループメンバーが負担する管理費用は次の通りとする。

- 1) グループ森林の管理に係る費用
- 2) グループの運営に係る費用
- 3) F S C森林認証の維持に係る費用
 - ① F S Cの定めるA A F (F S C年間管理費用)
 - ② 更新審査、年次監査に係る費用
 - ③ その他F S C森林認証の維持に係る費用
- 4) その他グループマネージャーおよびグループメンバーが必要と認めた費用

第3条 第2条に定める管理費用の詳細、金額決定および変更については、グループメンバー会議により定めるものとする。

第4条 グループメンバーは、第2条に定める管理費用をグループマネージャーの指定する方法により指定期日までに支払うものとする。

第5条 いったん納入された管理費用は、いかなる理由においても返還しないものとする。

第6条 本規定に定めるほかに必要な細則は、グループメンバー会議により定めるものとする。

本規定は平成30年12月19日より施行する。